



許可番号第 02340002104 号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 大府市北崎町駒場 88 番地

氏 名 オオブユニティ 株式会社
代表取締役 相木 徹 様
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大 村 秀 章



許可の年月日 令和 7 (2025) 年 10 月 10 日
許可の有効年月日 令和 14 (2032) 年 10 月 9 日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処分（メタン発酵、圧縮・選別、減容固化、焼却、生物処理、選別、破碎、破碎・選別）、埋立処分

(2) 産業廃棄物の種類

ア メタン発酵

汚泥（有機性汚泥に限る。石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、動植物性残さ、家畜ふん尿

以上 6 品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

イ 圧縮・選別

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

以上 3 品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

ウ 減容固化

廃プラスチック類（発泡スチロール類に限る。）

以上 1 品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）



エ 焼却

汚泥（石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（医療系非感染性廃棄物に限る。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（医療系非感染性廃棄物に限る。）

以上 12 品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

オ 生物処理

廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）

以上 2 品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

カ 選別

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

以上 8 品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

キ 破砕

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、木くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

以上 5 品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

ク 破砕・選別

汚泥（有機性汚泥に限る。石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、動植物性残さ、金属くず（自動車等破砕物を除く。）

以上 6 品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

ケ 埋立処分

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、ダスト類（水銀含有ばいじん等を除く。）

以上 7 品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2 事業の用に供するすべての施設

(1) メタン発酵施設

ア 設置場所

大府市横根町惣作 2 4 3 番 1

イ 設置年月日

平成 27 年 6 月 28 日

ウ 処理能力

汚泥（有機性汚泥に限る。石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、動植物性残さ、家畜ふん尿

66.6t/日 (2.775t/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

平成 25 年 10 月 29 日

25 尾知環第 3 2 2 - 2 号

平成 25 年 10 月 29 日

25 尾知環第 3 2 2 - 3 号

(2) 圧縮・選別施設

ア 設置場所

大府市横根町惣作 2 3 6 番 1

イ 設置年月日

平成 27 年 6 月 28 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

44.56m³/日 (5.57m³/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(3) 減容固化施設

ア 設置場所

大府市横根町惣作 2 3 6 番 1

イ 設置年月日

平成 27 年 6 月 28 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（発泡スチロール類に限る。） 0.3296t/日（0.0412t/時間）
（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号
該当なし

(4) 減容固化施設

ア 設置場所
稲沢市梅須賀町六丁目36番

イ 設置年月日
令和元年12月19日

ウ 処理能力
廃プラスチック類（発泡スチロール類に限る。） 0.3296t/日（0.0412t/時間）
（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号
該当なし

(5) 焼却施設

ア 設置場所
知多郡東浦町大字森岡字外新切27番1

イ 設置年月日
令和5年6月20日

ウ 処理能力
汚泥（石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。） 24t/日（1t/時間）
廃油 8.6m3/日（0.36m3/時間）
廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。） 106.2t/日（4.427t/時間）

汚泥（石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（医療系非感染性廃棄物に限る。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（医療系非感染性廃棄物に限る。）

131.2t/日（5.466t/時間）

許可番号第 02340002104 号

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

令和5年2月20日

4循環第49-1号

(6) 生物処理施設

ア 設置場所

大府市横根町惣作240番1

イ 設置年月日

平成27年6月28日

ウ 処理能力

廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）

8.4t/日（0.35t/時間）

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(7) 選別施設

ア 設置場所

知多郡東浦町大字森岡字外新切27番1

イ 設置年月日

令和元年12月26日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。)

110.81m³/日（13.85m³/時間）

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(8) 破砕施設

ア 設置場所

大府市横根町惣作236番1

イ 設置年月日

平成30年3月20日

ウ 処理能力

金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

4.6t/日（0.578t/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(9) 破砕施設

ア 設置場所

知多郡東浦町大字森岡字外新切3番10

イ 設置年月日

令和元年12月26日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

80.1t/日（10.02t/時間）

木くず

83.2t/日（10.4t/時間）

ゴムくず

103.3t/日（12.92t/時間）

ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

168.5t/日（21.06t/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

平成29年8月22日

29尾知環第322-2号

(10) 破砕・選別施設

ア 設置場所

大府市横根町惣作236番1

イ 設置年月日

平成27年6月28日

ウ 処理能力

廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

177.408t/日（22.176t/時間）

許可番号第 02340002104 号

廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、金属くず（自動車等破砕物を除く。）

100.44t/日（12.555t/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

令和3年5月27日

2知環第324-3号

(11) 破砕・選別施設

ア 設置場所

大府市横根町惣作236番1

イ 設置年月日

平成27年6月28日

ウ 処理能力

汚泥（有機性汚泥に限る。石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、動植物性残さ、金属くず（自動車等破砕物を除く。）

55t/日（6.875t/時間）

汚泥（有機性汚泥に限る。石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、動植物性残さ

79.4t/日（9.929t/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(12) 破砕・選別施設

ア 設置場所

大府市横根町惣作240番1

イ 設置年月日

令和3年10月26日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、動植物性残さ

24.8t/日（3.1t/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

令和 3 年 5 月 27 日

2 知環第 324-3 号

(13) 破碎・選別施設

ア 設置場所

大府市横根町惣作 240 番 1

イ 設置年月日

令和 4 年 1 月 18 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、
動植物性残さ

24.8t/日（3.1t/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

令和 3 年 5 月 27 日

2 知環第 324-3 号

(14) 埋立施設（管理型）

ア 設置場所

大府市吉田町弥左エ門脇 7 番 1 他 7 筆

イ 設置年月日

平成 10 年 3 月 20 日

ウ 埋立地の面積

7,809.11m²（全体面積 8,690.36m²）

エ 埋立容量

60,434.40m³

オ 埋立処分する産業廃棄物

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、ダスト類（水銀含有ばいじん等を除く。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

カ 許可年月日及び許可番号

平成 28 年 3 月 30 日

27 循環第 49-1 号

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

昭和 52 年 3 月 30 日 新規許可

平成 8年 1月19日 更新許可
平成13年 1月22日 更新許可
平成18年 7月27日 更新許可
平成23年 3月10日 更新許可
平成30年 3月28日 更新許可
平成30年10月10日 更新許可 (優良認定)
令和 7年10月10日 更新許可 (優良認定)

- 5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無
有 ・ 無

